

【基準条例上乘せ状況調べ】

調査時点 20140613

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

1. 家庭的保育者の資格

1. **奈良市**：家庭的保育者は、より高い保育の質を確保するため、必要な研修を終了した保育士のみと規定予定。また、子どもの処遇や安全・安心を確保するため、複数人で保育することとする規定を追加予定。
(奈良市パブコメ H26.6.2~20)
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1400217041250/files/kateiteki.pdf>
2. **神戸市**：家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業は、研修を受けた保育士又は看護師であることを求めるものとする。
(神戸市子ども子育て会議 H26.5.30 資料)
http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/shinseido/img/5_siryou2.pdf
3. **松戸市**：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
第 23 条 2 項 法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うものとして市長が適当と認めるもの（以下「家庭的保育者」という。以下、第 39 条において同じ。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 保育士等一定の資格を有するもの
 - (2) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - (3) 法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号のいずれにも該当しない者
(松戸市パブコメ H26.5.16~30)
http://www.city.matsudo.chiba.jp/shiminnokoe/pabu_come/anken/shienschinseido.files/kateitekihoiku.pdf
4. **盛岡市**：家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士）
 - ・乳幼児 1 人につき家庭的保育者 1 人
 - ・乳幼児 2～5 人につき家庭的保育者 1 人＋家庭的保育補助者（市長村長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの）
※小規模〇型、居宅訪問型保育も同様

【理由】質の高い保育の実施に配慮し、地域型保育事業における主たる保育従事者について、保育士資格を有する者とするとともに、家庭的保育において乳幼児が複数の場合は、複数の職員が保育にあたる上乘せするなど国と異なる基準を設けるものです。）
(盛岡市パブコメ H26.6.1~30)
http://www.city.morioka.iwate.jp/public_comment/public_comment/028931.html
5. **山形市**：家庭的保育者、保育士の資格を有する者で、市長が行う研修を修了した者

(山形市子ども子育て会議 H26.4.22 資料)

<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/sub2/kakuka/shimin/shiminsodan/annai/kodomokosodate/H26.4.22kaisai/siryou5-1.pdf>

6. **札幌市**：家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士
【理由】家庭的保育者は、より高い保育の質を確保するため、現行事業の基準と同様、必要な研修を修了した保育士のみとする上乗せを行います。

(札幌市パブコメ H26.3.3~4.1)

http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/public_comment/documents/seisakugaiyoan.pdf

7. **帯広市**：保育士、看護師又は幼稚園教諭の資格を有する者で、市長が指定する研修を受講し、かつ、市長が家庭的保育者として適当であると認めたる者
【理由】保育の質を確保するためには、家庭的保育者を有資格者に限定する必要がある。
【子ども子育て会議での市の説明】帯広市が国の基準に上乗せすることが必要と考える基準の一つ目は、家庭的保育者の基準である。国の基準案では、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者として資格のない者も認めることができるが、保育の質を確保するために、有資格者に限定する必要があると考える。この上乗せする基準に関連する事業は、小規模保育事業（C型）、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業が該当する。

(帯広市子ども子育て会議 H26.4.15 資料)

http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kodomomiraibu/kodomoka/kosodatekaigidai4kai.data/H26jido1_5.pdf

8. **富里市**：小規模保育事業C型の家庭的保育者のうち、1人は保育士資格を有するものとする。居宅訪問型保育事業の家庭的保育者は、保育士等一定の資格を有すると市長が認めるもので、必要な研修を修了したもの。

(富里市パブコメ H26.6.6~25)

<http://www.city.tomisato.lg.jp/cmsfiles/contents/0000005/5847/kateiteiteki.pdf>

2. 家庭的保育事業の職員配置

1. **大阪市**：家庭的保育事業における保育を行うときは、少なくとも家庭的保育者及び家庭的保育補助者を各1人配置しなければならない。
【理由】現在の大阪市保育ママ事業（5人定員）においては、利用乳幼児数が3人以下でも、少なくとも家庭的保育者及び家庭的保育補助者が各1人以上必要であるとしており、乳幼児の安全性を確保するため、現行の基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。

(大阪市パブコメ H26.6.2~7.1)

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/cmsfiles/contents/0000267/267020/kateiteiki.pdf

2. **龍ヶ崎市**：定員5人以下の家庭的保育事業の職員の配置を定めるもので、国基準では、保育に携わる職員について家庭的保育者1人を配置することとしています。また、第23条第3

項では家庭的保育者1人で3人まで保育できるとしてあります（家庭保育補助者ととも保育する場合は5人まで）。しかしながら、家庭的保育者1人が3人の乳幼児を保育する場合、もし子ども1人に緊急の事態が生じ（病気・けが等）、かかりきりになってしまうと、残り2人の子どもの保育が困難となることが想定されます。以上の理由から、家庭的保育における安全性をよりいっそう高めるため、本市では、2人以上の乳幼児を保育する場合は、「家庭的保育者」に加え、「家庭的保育補助者」を置くことを、認可の要件としたいと思います。（龍ヶ崎市H26.6.2～30）

http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/procedure/2014052700052/file_contents/document2.pdf

3. **久留米市**：家庭的保育事業は、家庭的保育者が家庭的保育補助者ととも2人以上で保育するものとし、保育する乳幼児の数は5人以下とする。

【理由】国の方針では、家庭的保育者1人でも3人以下の乳幼児を保育できるとされているが、子どもの処遇や安全・安心を確保するため2人以上で保育することを求める。

（久留米市パブコメH26.2.17～3.18）

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2040kosodate/3010seido/files/2014-0214-1354.pdf>

3. 家庭的保育事業の設備

1. **大阪市**：家庭的保育事業にかかる保育室等を2階以上に設ける場合は、国省令第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

【理由】現在の大阪市保育ママ事業においては、保育室の設置階について、大阪市保育ママ事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第10条(8)等に定めがあり、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第62号）が定められたことに鑑み、災害時の迅速な避難等の観点から、当該基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。

（大阪市パブコメH26.6.2～7.1）

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/cmsfiles/contents/0000267/267020/kateiteki.pdf

4. 家庭的保育事業・小規模保育事業C型の設備

1. **大阪市**：家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を行う事業所は、幼児用バス（沐浴槽）を設置するものとする。

【理由】現在の大阪市保育ママ事業においては、幼児用バス（沐浴槽）の設置について、要綱第10条(9)等に定めがあり、大阪市保育ママ事業の受け皿と想定される家庭的保

育事業及び小規模保育事業C型においても同様に、乳幼児に対する衛生の確保の観点からその基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。

(大阪市パブコメH26.6.2～7.1)

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/cmsfiles/contents/0000267/267020/kateiteki.pdf

5. 小規模保育事業A・B型、事業所内保育事業の設備

1. **大阪市**：小規模保育事業A型及びB型並びに事業所内保育事業を行う事業所は、乳児室又はほふく室及び保育室と区画された沐浴設備及び幼児用トイレを設置し、また施設内に幼児用手洗いを設置するものとする。

【理由】現在の大阪市小規模保育事業においては、沐浴設備、幼児用トイレ及び幼児用手洗いの設置について、大阪市小規模保育施設設置・運営事業者募集要項（以下、「要項」という。）5. (7)ウ等に定めがあり、乳幼児に対する衛生の確保の観点からその基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。また、事業所内保育事業も同様とする。

(大阪市パブコメH26.6.2～7.1)

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/cmsfiles/contents/0000267/267020/kateiteki.pdf

6. 小規模保育事業A型の職員配置

1. **神戸市**：保育の質を確保するため、小規模保育事業の実施類型は、保育士資格が要件となるA型を基本とし、事業所内保育事業は利用定員に応じて20人以上の場合は保育所、19人以下の場合は小規模保育事業との整合性を図ることとされており、いずれの場合においても保育士資格を要件とする。

(神戸市子ども子育て会議 H26.5.30 資料)

http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/shinseido/img/5_siryou2.pdf

7. 小規模保育事業B型の職員配置

1. **盛岡市**：小規模B型 保育士、保育従事者（保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者）※2/3以上を保育士とする。

【理由】質の高い保育の実施に配慮し、地域型保育事業における主たる保育従事者について、保育士資格を有する者とするとともに、家庭的保育において乳幼児が複数の場合は、

複数の職員が保育にあたるほか、小規模B型の保育士割合を上乗せするなど国と異なる基準を設けるものです。

(盛岡市パブコメ H26.6.1～30)

http://www.city.morioka.iwate.jp/public_comment/public_comment/028931.html

2. **札幌市**：小規模保育事業B型の職員配置基準は、保育士3分の2以上

【理由】札幌市の補助事業として保育を実施しているさっぽろ保育ルームB型の基準は保育士割合を3分の2以上としており、一定の質を確保した保育を実施できていると判断されることから

(札幌市パブコメ H26.3.3～4.1)

http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/public_comment/documents/seisakugaiyoan.pdf

8. 小規模保育事業C型の職員配置

1. **大阪市**：小規模保育事業C型における保育を行うときは、乳幼児数が5人までの場合は少なくとも家庭的保育者及び家庭的保育補助者を各1人配置し、乳幼児数が8人までの場合は少なくとも家庭的保育者2人及び家庭的保育補助者1人を配置し、乳幼児数が9人から10人までの場合は、少なくとも家庭的保育者2人及び家庭的保育補助者2人を配置しなければならない。

【理由】現在の大阪市保育ママ事業（10人定員）においては、乳幼児数が5人までの場合は少なくとも家庭的保育者及び家庭的保育補助者を各1人配置し、乳幼児数が8人までの場合は家庭的保育者2人及び家庭的保育補助者1人以上、乳幼児数が9人から10人までの場合は家庭的保育者2人及び家庭的保育補助者2人以上の配置を求めており、大阪市保育ママ事業の受け皿の一つと想定される小規模保育事業C型においても同様に、乳幼児の安全性を確保するため、現行の基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。

(大阪市パブコメ H26.6.2～7.1)

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/cmsfiles/contents/0000267/267020/kateiteki.pdf

9. 小規模保育事業・事業所内保育事業の職員

1. **長崎市**：乳幼児期における歯科保健の重要性を踏まえ、嘱託歯科医を置くよう努めなければならないとする事項を追加することとしたい。

(長崎市パブコメ H26.6.5～7.4)

http://www.city.nagasaki.lg.jp/kosodate/510000/p025614_d/fil/kateiPDF.pdf

10. 小規模保育事業の面積基準

1. **川越市**：小規模保育事業(A型・B型)の保育室の面積 2 歳児 1 人につき 3.3 m²
【理由】現行家庭保育室における面積基準と同様としたため
(川越市パブコメ H26.5.26～6.25)
<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/contents/1399974456168/index.html>

11. 給食 自園調理

1. **山形市**：給食は自園調理（外部搬入認めず）
(山形市子ども子育て会議 H26.4.22 資料)
<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/sub2/kakuka/shimin/shiminsodan/annai/kodomokosodate/H26.4.22kaisai/siryou5-1.pdf>

12. 給食 外部搬入条件

1. **札幌市**：食事提供は、栄養士等を配置し、一定の要件を満たす場合にのみ外部委託を認める
【理由】栄養士又は栄養管理士が給食の調理業務の受託業者に対する適切な指導を行うことで、外部委託による給食でも質を維持できると判断されることから、現行の札幌市の保育所基準と同様、栄養士等を配置し、一定の要件を満たす場合にのみ、外部委託を認める上乗せを行います。
(札幌市パブコメ H26.3.3～4.1)
http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/public_comment/documents/seisakugaiyoan.pdf

13. 園庭

1. **盛岡市**：家庭的保育、小規模保育（A・B・C型）、事業所内保育 屋外における遊戯に適当な広さの庭・屋外遊戯場（代替地認めず）
【理由】盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において、認可保育所の屋外遊戯場の設置については、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を認めていないことから、認可保育所と同様の基準とするものです。
(盛岡市パブコメ H26.6.1～30)
http://www.city.morioka.iwate.jp/public_comment/public_comment/028931.html

14. 事業所内保育事業 定員 20 人以上

1. **川越市**：乳児室または保育室の面積 0歳児1人につき5㎡、1歳児1人につき3.3㎡（保育所と同様）
【理由】川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例による保育所の面積基準と同様としたため
（川越市パブコメ H26.5.26～6.25）
<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/contents/1399974456168/index.html>
2. **盛岡市**：乳児室 3.3㎡/人
【理由】：継続的な乳児保育において、ほふくの開始によって面積基準が変動することや乳児の保育環境を考慮し、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において、認可保育所の乳児室の面積を 3.3㎡/人以上と定めていることから、認可保育所と同様の基準とするものです。
（盛岡市パブコメ H26.6.1～30）
http://www.city.morioka.iwate.jp/public_comment/public_comment/028931.html
3. **札幌市**：乳児室 3.3㎡/人
【理由】定員 20 人以上の乳児室の面積基準は、ほふくするか否かにかかわらず、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準案と同様にする。
（札幌市パブコメ H26.3.3～4.1）
http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/public_comment/documents/seisakugaiyoan.pdf
4. **富里市**：乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上
（富里市パブコメ H26.6.6～25）
<http://www.city.tomisato.lg.jp/cmsfiles/contents/0000005/5847/kateiteiteki.pdf>

15. 事業所内保育事業 定員 19 人以下

1. **川越市**：保育室の面積 2歳児1人につき3.3㎡（小規模保育事業（A型・B型）と同様）
【理由】現行家庭保育室における面積基準と同様としたため
（川越市パブコメ H26.5.26～6.25）
<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/contents/1399974456168/index.html>

16. 事業所内保育事業の設備

1. **長崎市**：満2歳以上の幼児を入所させる場合についても、感染症予防や休養を取る場所を確保するため医務室を設ける旨を追加することとしたい。
(長崎市パブコメ H26.6.5～7.4)
http://www.city.nagasaki.lg.jp/kosodate/510000/p025614_d/fil/kateiPDF.pdf

17. 健康診断

1. **長崎市**：調理する者については、食中毒の防止のため、毎月1回以上の検便を行う旨追加することとしたい。家庭的保育事業等の職員の健康診断に当っては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払うとともに、当該調理する者に対し毎月1回以上の検便を行うこととしたい。
(長崎市パブコメ H26.6.5～7.4)
http://www.city.nagasaki.lg.jp/kosodate/510000/p025614_d/fil/kateiPDF.pdf

18. 経過措置

1. **神戸市**：地域型保育事業の連携施設については、少なくとも「保育内容の支援」は、子どもの安全や保育の質を確保するうえで重要なものであるため、経過措置は設けないものとする。
(神戸市子ども子育て会議 H26.5.30 資料)
http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/shinseido/img/5_siryou2.pdf
2. **大阪市**：本条例施行日前日までに、要綱等に基づき選定された施設が施行日後に家庭的保育事業又は小規模保育事業C型の認可を得た場合、条例施行後5年間、調理員、調理設備に係る規定は、市長が認める場合に限り、適用しないことができる。
【理由】現在の大阪市保育ママ事業の食事の提供方法については、保護者による持参（弁当等）又は外部搬入も認めていることから、大阪市保育ママ事業の受け皿と想定される家庭的保育事業及び小規模保育事業C型へ現行の保育ママ事業が移行し、かつ市長が認める場合に限り、保護者による持参（弁当等）又は外部搬入も認めることとする。
(大阪市パブコメ H26.6.2～7.1)
http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/cmsfiles/contents/0000267/267020/kateiteki.pdf
3. **大阪市**：本条例施行日前日において、要項等に基づき選定された事業者については、国省令第28条第7号（第32条において準用する場合も含む。）及び第33条第7号の規定は適用せず、保育室等の設置階に関する基準については要項等の例による。
【理由】現在要項等にて募集・選定している施設については、保育室等の設置階について国

基準と異なる要件となっているため、本年度中までに大阪市小規模保育事業者として選定された施設には特例を設ける。

(大阪市パブコメH26.6.2～7.1)

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/cmsfiles/contents/0000267/267020/kateiteki.pdf

19. 基本方針

1. **函館市**：現在の本市の事業等の基準が国の基準より高い場合は、質の確保の観点から、現在の本市の基準を基本とする。その他については、国の基準と同様とする。

(函館市子ども・子育て会議 H26.5.14 資料)

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031800612/files/2014-05-14-4.pdf>